

令和元年度第4回補助金等審議会 会議録

日 時：令和2年1月17日（金）13時30分～14時55分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東渕則之会長、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

（1）第3回会議録の確認

まず第2回の会議録の確認を行った。その内容をもって市のホームページに掲載した。議事に入り、平成30年度補助金の詳細について、原則各課1補助事業の説明を行い、その後全体的な意見、また個々の補助金について意見を頂いた。その後審議会の進め方、日程調整を行った。

（2）補助金等の見直し基準の検証について

検討資料1、2を用いて説明

（事務局）

まず検討資料1、平成30年度補助金に関する資料一覧である。この内容は、第2回の審議会で提示した内容と第3回で提示した各課の判断結果を合わせて表示している。基本的に第2回の資料を引き継いでいるものの、2ページ目「資料一覧の見方」など内容を変更している。次のページから各補助金の内容を表示しており、1つの補助金に対して見開き4ページで収まる表示としている。薄緑色で着色している補助金は前回の審議会で審議されたものである。また縦列、平成30年度決算のところを着色している。これは、審議の対象として活用した平成30年度補助金がベンチマークとなっているということである。6ページ目の廃止・縮小については、各課判断をしてもらった中で、それぞれの該当数、非該当数、不可能と判断された項目数を計上している。廃止10項目、縮小5項目のうち、複数項目該当しているところを赤字にしている。赤字になっている補助事業がかなり出ているのがお分かりになると思う。あくまでも各課の判断に基づくものではあるが、以前の見直し基準に該当するということであるので、本来なら何らかの検討をすべきであり、かなりの補助金に影響があるということになる。ただし、前回までの審議会で、各課によって判断に甘辛があるという意見があった中で、見直しの判断は各課に任せるのが原則であ

ることを鑑みると、現状では変わらないのではないかと思います。

そこで、事務局としての考えではあるが、資料2伊予市補助金等の見直し基準の検証とし、各判断についての考えを整理することとした。この基準には基本的な考えが5つあり、その中の1つ「予算への反映」において、廃止・縮小・整理合理化・拡大を検討した上で、予算に計上するという内容になっている。この資料2の見方については、見直し基準のそれぞれの項目を列記しており、各項目の下に事務局の考えを付している。順に説明する。

- (1) **事業費への移行**…団体補助から事業補助への転換と想定する。考え方は継続してよいが、後段にある補助の効果、必要性の明示が必要と考える。
- (2) **団体運営補助金のあり方**…団体運営補助は、終期を設定した上で段階的に削減するべきとある。考え方は有効であるものの、第2回審議会で見解があったとおり、国や県に関連のある団体、市政運営に必要な団体には別途規定が必要と考える。
- (3) **サンセット方式（終期の明示）の確立**…考え方としては有効と思うが、(2)で例示した団体のように必要に応じて考え方も変わる。一律に判断するのではなく、何らかの整理をした上で、導入してはどうかと考える。
- (4) **補助事業の情報公開と説明責任**…考え方としては有効と考える。書き出しが「公平性、透明性、公益性確保の観点から」とあるので、それぞれの内容を明示した上で公開すべきと考える。別途実施している事務事業評価において、どういう団体にいくら補助金を支払っているという情報は出ているものの、補助金そのものに切り込んだ公開はされていない。今後手法を検討した上で公開すべきと考える。
- (5) **予算の反映**…次項の基準に沿って積極的に見直しを行うとあり、これが補助金等の見直しに関する基準の内容となっている。なお、見直しに関する基準の「効果」という言葉を着色している。これは前回の審議会で見解のところで委員から「効果」という言葉がたくさん出ているにも関わらず、報告書から効果が見えてこないとの意見があったので、基準にある「効果」にフォーカスしてみた。見てお分かりいただけるとおり、あちこちに「効果」という文字が出ている。

(1) 廃止（10項目）

- ① **既に施策が普及し事業効果が明確で補助の目的が達成されたもの**…「既に施策が普及し」という部分を除くと、ほとんどの補助金が該当になる。本来で

あれば、施策が普及し補助の必要がないという想定であるが、各課のとらえ方で該当ととらえる可能性が考えられる。

- ②社会情勢の変化により、事業の効果が薄れているもの…各補助金の効果を見れば薄れているものを測ることは可能であるが、「社会情勢の変化」はとらえにくい。
- ③長期にわたり継続している補助事業でありながら効果が現れず、今後補助を続けることによる効果が期待されないもの…有効ではあるものの、効果が見えないと判断ができない。
- ④補助事業の目的や求める効果があいまいで不明確なもの…③と同様
- ⑤10年以上にわたり継続している団体育成補助…継続した補助が必要な団体の考えもあるので、整理の必要はある。「育成」という考え方を整理すべきと考える。
- ⑥国・県・民間等で負担すべきもので、市の負担が適当でないもの…今回の調査で「該当」とした事業は、国庫補助や県補助など、国や県、民間等が負担している補助事業であった。この廃止基準とは考えが一致していない。
- ⑦最終補助金額が5万円未満のもの又は補助率が10%未満の小額、低率補助のもの…全体事業費と補助金額がはっきりするため、該当・非該当が比較的簡単に分かる。補助の効果が著しいのであれば、小額（低率）の補助でも有効と考えてよいのではないかと判断する。
- ⑧融資、貸付事業等への転換で、費用対効果の最適化が図れるもの…判断が難しい項目と思われる。補助金を出さなくても、民間からお金を借りる、融資事業で対応できるものであるが、補助金の基準としてそもそも入れるべきかどうかは疑問。
- ⑨補助事業が収益を伴うもので、他の措置により十分目的が達成できるもの…調査で「該当」と回答した補助事業はなかった。自立を目指す団体に特定すれば、終期を設定するなど、取り入れ方はあると思う。
- ⑩行政が関与すべきでないもの又は公益性に乏しいもの…調査で「該当」が2件あったものの、内容としては、国のトンネル事業（市が事業者に補助した後、市が国に請求し補助を受けるもの。結果的に国が出したお金で事業者が事業を行うもの）であった。各課が判断するには難しい基準と思う。

(2) 整理合理化（5項目）

- ①類似の目的、同一の者に対する補助金は、整理し統合をする…同一の者に対して重複して補助をすることがないように、また、同じような補助金があって請求者が混乱しないよう、整理が可能なものは整理すべきであり、考え方と

しては有効と思う。ただし、国や県の事業で一緒にしてしまっていて行政側に混乱があってもいけないので、実際の補助の状況に合わせ確認すべきである。

- ②補助対象経費を整理し明確にした上で、弁当代、懇親会などの飲食に係るもの、宿泊費・旅費等で市の基準を超えるもの、補助事業の遂行に直接関係せず、他の団体への迂回助成及び人件費のみに係るものは、原則補助対象経費としない…前回の審議会で弁当代や懇親会が含まれているものがあり、整理する必要はある。ただチェック項目がいくつもあるので、なかなか判断しづらい項目であると考ええる。
- ③地域間における公平性が保たれないもの…こちらも地区が変われば補助金額が違う例があった。公平性の確保は必要と考える。
- ④事業計画、予算計画、実績報告等必要書類の提出を義務化し、常に事業目的、事業効果等を把握する…前回委員から意見があったものであり、事業効果等を確認することは必要と考える。前段の書類の提出はどれも義務化されているので、その点をとらえて「該当」という判断をしている事業が多いのではないかと判断する。
- ⑤スクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえること…行政用語で、何か事業を行うときに先に無駄な補助金を削除して新たな補助金を新設する考えである。真に必要な補助があるならば、まずは新設すべきであり、それに見合った削減する補助を検討すべきという、ビルド・アンド・スクラップという考え方も生まれているという現状のみ報告する。

(3) 縮小（5項目）

- ①剰余金や積立金が生じているもの…補助金がなくても対応できるなら、縮小・廃止は可能であり、何らかの仕組みづくり、工夫が必要と思う。
- ②事業の財源の大半が補助金であるもの…先ほど来の団体運営補助が該当すると思われる。事業補助で大半が補助金であれば、委託という方法もある。団体運営補助と合わせて整理する必要がある。
- ③過大な計画又は単年度での執行が難しいと判断されるもの…調査で「該当」と回答した事業は、整備促進事業、振興事業、推進事業、継続事業などであり、単年を原則とするのはやむを得ないと思う。こちらも効果の判断が重要になると考える。
- ④補助率が50%を超えるもの…結果から見ると補助率の計上はしやすいが、団体運営補助との整合性を取ると、一律50%を超えるものは全部縮小というのは難しいと考える。
- ⑤毎年定められる市の予算編成方針に基づくもの…予算編成方針では「補助金

等審議会の答申を踏まえたもの」とあり、直近で平成21年のものとなる。

「新規の補助金・助成金は原則認めない」とあるものの、新たなガイドラインを作成する必要があるということだとどめさせていただきたい。

(4) 拡大（3項目）

地域自治の推進に係るもの、市総合計画推進のため施策に合致したもの、市の重点施策に係るものという3点である。各課のとらえ方、判断によって変わってくるので、もう少し具体的な内容に整理する必要があると考える。

以上、見直し基準の各項目について、事務局の判断を説明した。気付いた点として、基準とすべき文書はもっと簡潔にすべきと思った。いろいろな要件を提示すると、一部は該当するけれど一部は非該当だから、全体としてどうなのかと、各課が迷っている書き方も見られたように思う。

(会長)

ただ今事務局から、平成30年度補助金に関する資料一覧並びに補助金等の見直し基準の検証について説明があった。何か質問や意見はあるだろうか。

(委員)

よろしいか。最後の方で事務局の感想というか印象として、文面が複雑で細かすぎるので、もう少し単純にシンプルにした方がよいという話があった。この基準の項目数も整理して、項目自体も少なくするということも含めたニュアンスだろうか。

(事務局)

ご指摘のとおりで、必ず何項目必要ということはない。廃止や縮小の基準についても同じ内容は整理する。例えば小額補助や補助率が50%を超えるというものについては、補助金の多寡に関して取りまとめる方向もあろうと思う。その場合項目も減っていくと思う。

(委員)

整理合理化の②補助対象経費のうち、宿泊費・旅費等で市の基準を超えるものという表現がある。この市の基準は、年々社会情勢で値上げとか価格変動があると思うのだが、元になるものを年に1回見直すとか、そういうことをされているのだろうか。

(事務局)

こちらは市職員等の旅費に関する条例（規則）で宿泊費・旅費についての取り扱いが定められている。旅費は鉄道賃や航空賃をはじめた各項目、宿泊費は東京や大阪という大都市圏での上限、それ以外の上限という取り決めはある

が、あまり変更がないのが実情である。数年前に朝食及び夕食に要する費用の変更があったと記憶している。航空賃については、実費で支払った運賃等という規定なので、経費が上がるとそれに合わせた形で変動することになる。

(委員)

網掛けをしている「効果」について。効果を測定するのは、例えば何件以上という数値目標を設けて効果を見ることを予定されているのか。

(事務局)

今後定める方針の1項目になると思う。これまでの審議会でも、補助金を必要とする団体には、補助を必要とする理由があつてはじめて補助金を支給すべきだろうという意見があつたと思う。その場合、補助金を申請するに当たり、何らかの目標を達成するために補助金が必要だということであれば、申請者から何らかの目標数値、こういうところを目指してやりたいというものがあると思う。そういう意味では、件数とか入込客数とか、効果的なものが数値で現れると思う。一方で、かんきつの育成であるとか、稚魚の放流による漁獲量の増加というものであれば、単年では効果が出ない。そこは継続事業になりがちだと思うのだが、その場合でも3年や5年の期間を取って、一定の区切りをして効果を見るのも必要と考える。かんきつならどれだけ育て出荷量がどれくらいとか、放流した魚種の漁獲高の増とか、表しにくいところもあると思うが、必要に応じて団体の内容に応じて設定するなど、今後詳細を決めるに当たり調整したいと思う。

(委員)

客観性をできるだけ担保するようにお願いしたい。文書化しづらい案件があるのも今の説明で分かった。

(会長)

できるだけ数値化して測定できるような目標、指標を設定するのが望ましいという言い方をしてもよろしいか。

(事務局)

ご指摘のとおり。今申し上げた事例であれば、例えば優良かんきつを増やすなら何株植えるとか、稚魚を何千匹放流すると。そういう数値目標でもよいとは思うのだが、それが5年10年経つと、毎年稚魚を放流しても漁獲高が増えていないのなら、育っていないのか、ほかのところで獲られているのか、そういう効果のものさしの検証が必要だと思う。ただ入り口はそういう形で良いと思う。長期間になると、別のものさしが必要と思う。

今頂いた意見はこの後のガイドラインの説明の際、深掘りというか補足させ

ていただければと思う。

(委員)

よろしいか。これも後ほどの話かもしれないのだが、数値で効果を見るのが一番客観的でよいと思うのだが、数値で測れない効果もあると思う。その効果を誰がチェックするのかが問題であり、例えばこの審議会のような補助事業について評価する委員会をつくってチェックするというのが望ましいのではないか。数字だけでは判断できないものの方が多いのではないかと思う。

(会長)

一通り質問、意見も出たようである。次に移りたいと思う。

(3) 補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）について

検討資料3、4を用いて説明

(事務局)

検討資料3は、これまでの審議会における経過として、第1回から第3回までの審議会の審議事項、委員の意見等を箇条書きで示し、最後に各回の取りまとめという構成でまとめている。補助金全体の意見としては第2、3回に、個々の補助金に対する意見は第3回を中心に頂いている。

第3回の審議会の最後に交付基準を作るのも一つの方向という意見もあったことから、今回資料4伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）を配布している。これが今後の交付基準、そして見直し基準の新たな仕組み、言わば補助金等審議会の間答申に当たる資料になろうと考えている。

このガイドラインの2ページに「構成」とある。今回はガイドラインの骨格、いわゆる方向性だけ示し、これに委員のご意見等を加えた形で各項目の肉付けを行い、ガイドラインとしたいと考えている。

まず導入部分の「1はじめに」として、これまでの補助金の見直しの経緯や課題を記載した上で、ガイドラインの方針を提示したいと考えている。補助金の交付基準を定めるのも一つの考えではあると思うが、交付基準として決めてしまうと、既に定めている見直し基準とのワンセットと捉えられる恐れがある。見直し基準にも課題があるため、包括した形で「ガイドライン」としたい。

続いて「2補助金に関する基本情報の定義」である。こちらも一般に公開するに当たり、補助金とはどういうものか、法令等で定められた定義及び市の補助金としての考え方をまず整理したいと考えている。それから補助金を執行する際、どういう流れで補助金を支払っているか、また補助金の分類などを表記

することとする。ここでは、補助金の運用や今後補助金を検証するに当たり、仮に大分類、小分類に分け、それに関する説明を入れている。この枠の中で、この部分は検証すべきであると、例えば一番上の制度的補助金、国や県がこういう補助金を出しなさいと、有無を言わず補助を出すべきもの、一部市の補助負担が含まれていても、制度的な補助を廃止、縮小するのは難しいと思う。それから政策的に個人に給付する補助金。例えば少子高齢化に伴い、子どもにやさしい補助金や高齢者、敬老会関係もここに含まれると思うのだが、そういう政策的補助金については、何らかの検証の必要はあろうと思うのだが、政策に応じたものであれば、全て排除するのではなく、ある一定の基準を定めてやるべきではないかと思う。そういう形で補助金を分けておいて、どの部分を検証するか考えるのも一つだと思う。補助金の交付に係る課題については、今まで頂いた意見などをまとめて提起したいと思う。

「3 補助金交付判断基準、見直しの視点」において、補助金の交付判断基準や見直し基準の具体的なことを定めたいと思う。理想としては、市の補助金交付に関する理念が読み取れる構成にできればと考えている。まず補助金の交付判断基準として、必要性や公益性、有効（効果）性そして公平性、この辺りをはっきりさせるべきというのは、これまでの意見と合わせ、補助金の見えない部分をはっきりすべきだと思うので、こういう基準を定める。点数化するのも一つの方法かもしれない。何か工夫をすべきと考える。次に補助金額算定根拠の明確化、ここでは収支計画や実績報告の資料作成に当たる方針を一例として挙げている。こちらは意見として、実績報告が団体の収支報告に包含されてしまっているとか、補助金額のみの使用状況だけの報告もあることから、例えば団体補助の育成であれば、実施団体の全体収支の提出を求め、補助金部分のどこに効果が出ているかを提出してもらおう。事業補助については、実施団体の全体収支と、補助金に係る収支を別に設ける。実施団体に金銭的な余裕があり、独自でやれるのであれば、補助金に頼らずやってもらうことも考えられる。そういった形で、別枠で提出してもらえれば比較的分かりやすい内容になるのではないかと考える。市がこういうことをしてほしいということに対する補助については、補助金というより委託費と考え方を変えるのも一つの方法だと思う。次の新たな視点で強調したいところ、事業効果を明示するという、これまで何度も出ている意見である。これが今の報告書では見えてこないもので、まずここを明記する形を取りたいと考えている。この事業効果については、各課の判断だけに留めないよう、公開し可視化することにより、公益性を踏まえているかどうか判断をしたいと思う。先ほど提案いただいた審議会等による検証も

一つの方法だと思うので、そういうところも整理したい。また、長年補助が続かないよう、終期を明確にした上で補助する。こちらは、先ほど申し上げた3年や5年で区切りを付けて、3年経ったら終わりではなく、再度必要であれば改めて申請してもらおう。ただし、それまでの3年間とか5年間の効果検証をしっかりした上で、さらに必要かどうか、一旦仕切り直しする機会を設けてはどうかと考えている。

見直し基準の修正については、先ほどの説明の中で、有効なものは取り入れ、判断基準の文言などブラッシュアップして分かりやすい形で提示したいと思う。各課の要綱については、このガイドラインが出来上がれば、ガイドラインに沿った見直しをしてもらおう、また新規の補助金を制定する場合は、このガイドラインに沿った基準をつくるように進めていきたいと考えている。

最後に、情報公開をする際には、市民に広く情報が行きわたるよう、分かりやすい表現、具体例を伴ったイメージしやすいものを検討したいと考えている。現時点で考えている方針であるので、明快になっていないところや不十分などところがあると思う。現段階の方向性として提案した。

(会長)

事務局から審議会の経過、意見を踏まえたガイドライン（案）の説明があった。まだ方向性を定める段階ということであるが、委員の方々も疑問の部分や指摘いただく内容もあると思う。質問や意見、感想、何でも結構なのでご意見を頂戴したい。

(委員)

よろしいか。3ページにある補助金の分類について、ガイドラインで見直すべきところという、メリハリを付けた考え方というのはすごく有効だと思う。その中で、事業費補助金の中に建設事業費補助とある。これと制度的補助金、国や県から半額出るとかいったものの整理はどうなっているのだろうか。というのも、多分市の補助金の中で、その辺の公共事業関係、林道とか道路整備とかの事業費が高く、ウエイトが高くなっていると思う。その辺がどう分類として上がってくるか。漠然とした話であるが、建設事業費補助と制度的補助金のところの区分けがうまくいくのだろうかと思ってしまう。

(会長)

いかがだろうか。

(事務局)

現時点で考えている内容として、国・県の補助というのは、当然何らかの支給があるものとなる。一般的な道路を想定した場合、例えば農道の修繕の補助

で、コンクリートなどの資材を支給して地元の方に埋めてもらうというような、国・県の補助が行きわたらない市単独の項目というものもある。建設事業費補助とすると、国・県の補助が入ってくる感覚はある。この分類の言葉についても明確にし、国・県の補助がないけれど、市として必要と判断されたものとか、少し分かりやすい表の見方に工夫したいと思う。

(委員)

補助金の全体像というもの、すごく複雑であり、そもそも補助金とは何なのかというのが一般的にも理解が難しいところがあると思う。例えば今言われた国からの補助が半分付くけれど、市も出すというもの、一般的に市が独自にやっている政策補助金とはまた全然違う理論で動いているところがあって、その区分けがまずは大きなところになると思う。その部分を除外して政策補助金のところを中心に見ていくということだと思っただけだが、それに関連すると、2ページ目の「2 補助金に関する基本情報の定義」というところも、どう書いていくのかが結構難しい気がする。補助金の定義として、そもそも市の予算には、補助金もあれば負担金もある、交付金もある。国から来るものも負担金のようなものもあれば、国が本来やるべき仕事で市がやっているような義務的経費としてやっている負担金もある。国から来るけど、補助金とはまた違うものもあるなど、ここの定義もいろいろと混ざってしまうので、まずそこをどう整理するかという話がある。その中で市のガイドラインが対象としているのはそのうちのどの部分なのかということだろう。その辺りの整理というか定義が難しい。なぜこのようなことを申し上げたかということ、そもそもの考え方、補助金とは何なのかということを考えてみると、市が本来やるべきことであれば、単純に市が直轄でやるということだろう。そうではなくて、市が自分たちの手段でできないことはお願いしてやってもらうという、次の段階になると行政の色がちょっと薄まると思う。グレーゾーンという言い方をするのだが、市が直轄でやるのではなくお願いしますと。それは委託という形になる。そして、その次の段階として、準行政的な機能であるけれど、市民社会というか広く市民というか、要は行政の仕事は厳密な意味で行政組織がやっているわけではない。それなら直轄でやればいいのだから。そうではなく、社会全体で準行政的な機能になっている部分があって、そこに対してお金を一部出してより良くやらせようという、グレーゾーンで言うともう少しグレーが薄い部分に当たるのが補助金の存在意義なのかなとぼんやりと考えた。

ただ、そのグレーな補助金の部分でも、国・県がやってもらいたいこと、市がやってもらいたいことは若干違うわけであり、そこが先ほどの国から来る制

度的補助金と、市が独自にやる政策的な補助金の違いがあるのかなど。そういう全体像の話を、行政の方々は現場現場で理解してされているのだろうが、最終的に市民に公表するであるとか、補助金について大きく考えてもらうとか、あるいは定期的に見直しをするとすると、補助金そのものの整理の仕方をしっかりやっておかないとややこしいというか堂々巡りになる可能性がある。そういう感想である。

(会長)

何か事務局から意見いただければと思う。

(事務局)

貴重な意見をありがとうございます。ここでは詳しく書いていないのだが、この表の中のどの補助金に当てはめるかというのも、各課が判断するのではなく、フローチャートの矢印で分岐を設け、例えば国・県の補助のあるなし、あるうちの別の分類というように振り分けをした形で進めたいと考えている。というのが、例えば法務大臣が委嘱する者や厚労省が所管しているところの団体、そういったところの補助金を切れるかということと当然切れない。担当者としては特定の団体に対して補助をしているというところであるが、例えば法的な根拠があって、こういう活動をしているというのをまとめてくださいと言っても、こちらで思うような振り分けができるかできないか分からない。それならば、今のような方向性、いくつかの分岐を経て、この団体はどここの補助金に属すると判断するという振り分けをすることによって、この部分は例えば公開するとか。国・県の補助を受けて実施しているものはそのまま補助を受けて続けるであるとか、透明性の観点から説明責任の確保はあっていいと思うのだが、それ自身を続けるべきとかやめるべきとかいう判断にはならないと思う。そういう振り分けの部分をどこかに入れて、今言われたような内容をもう少し整理し、条件づけてこのグレーゾーンに行くとか、こういう条件を満たした補助はこの部分に該当するという振り分けをした形で、それについて見直しをする。新たな交付基準を定める場合は、どういう部類の補助金を検討しているか、振り分けることによって判断してもらう。各課独自の判断ではなく、一つのふるいのかげ方に従って分類された枠ということで進めたいと思う。今頂いた意見も非常に貴重なご意見である。そういう形を踏まえて団体、例えばこの小分類に当たる補助というのはどういう補助なのかというところをもう少し整理したいと思う。

(会長)

今のご回答でよろしいか。本意はつながっているだろうか。

(委員)

補助金と一口に言っても、どういう定義の仕方をするかで、多分担当部課のとらえ方も変わってくると思う。最初に定義をしっかりとっておいて、そのうちのこの部分を検討したいので、この部分の判断を明確にしてくださいという進め方、最初に明確にしておかないと担当部署で混乱が生じるかなと思う。基本はこの分類の表のような形にすれば良いと思うが、定義は検討いただきたい。私自身も正解を持っているわけではないので、ほかの委員の意見も含め検討できればと思う。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりであり、今回資料1に記載したような調査を庁内でも久しぶりに行った。担当部署も委員おっしゃるとおり、そもそもこの補助が何に基づいているかと、見直し作業が初めてという職員もたくさんいた。担当からすると首をかしげる箇所もあったようで、いろんな疑義も出てきた。全国の自治体で統一的な部分もあれば、政策的な考え方の差から、伊予市の特徴みたいなのところも出ている。今後もしそういうものが出てくるとおられることから、今回お示したガイドラインに代表される、もちろんこれから作り上げていくものであるのだが、分類も大分類から小分類に持って行っているのだが、最終的に網目というか、分けていくとどこに行く、行かないということではなく、ご意見でグレーという言葉が使われていたとおり、疑問に思うものも当然あるので、その辺りは、審議結果というわけではないが、ぜひそこにメスを入れて見直したいというのが本音の部分であるので、市民に公開する前提で、我々担当部署が肝となってくるとは思うので、スケジュールでも案内させていただいた、中間を経たいわゆる2年度に、先ほど出たような意見や我々が目指すところの裁量が少しずつでも浸透していくように、もっと言えば分かりやすいように持って行きたいと考えているので、どうぞ忌憚のない意見をいただければと思う。

(委員)

よろしいか。今の説明を伺いながら、今日頂いた検討資料1の補助金等に関する資料一覧の赤字で該当する項目が高いもので市単独のものをぱらぱらと見ている。その中で、商工会に対する助成とか産業育成のための新規開業向けの補助金などが縮小に該当していると。この辺りの補助金が見直しに直接該当するのかどうかは微妙なところにはなるのだが、やはり3万人定住のための産業基盤づくりを目標にしている骨格があるのだから、各課がいろんな企画で募集する場合の受け皿になっているとか、いろんなアイデアをお持ちの外部の方々

をどう育成するかとか、補助金の見直しとは別のことになるかもしれないのだが、そういう活性化のためのNPOなり何なりの組織化とか、ちょっと話を広げ過ぎたかもしれないのだが、従来どおり商工会に補助して効果がないまま続いているというのが読み取れるのかなという気がした。意見というか、これを見た感想である。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。確かに商工会議所や商工会に対する補助は従来からずっと続いているものである。実際にさまざまな事業をやっているのだが、一般向けには商品券の販売などを行っている。そういう外部に対して出るところしか見えないところもあるのだが、確かに真新しい団体が出づらいいということはある。その内容をどこかで見直す機会というのは、一つの意見として出す。中心市街地活性化に向けた補助を続け、どう変わってきたのかというと、変わっていないところもある。そういうところを含めて、確かにこの補助金のこの分野でそこを見直すことができるのかできないのかというところはあるのだが、そういうところも一つの考えとして見直すべきとか、例えば終期設定をするとか、仮に商品券発行事業であれば、3年間やって地元これだけの販売が確保できたとか、そういう目に見えるものを出す工夫をしながら、本来続けていくべきかどうか。事業自体の効果がないと検証もできないと思う。今回の審議会で「効果」というのが一番のキーポイントになると思うのだが、その効果が見えるよう、可視化をすることによって検討する、大きく変わらないかもしれないけれど、まずはその一つの材料を出していかないと分からないので、そういうところで何らかの工夫ができないか事務局として考えたいと思う。

(委員)

よろしいか。この審議会のテーマと外れるかもしれないのだが、先ほどの資料の4 透明性の確保ということで、ホームページの公開と書いてある。山間地域に1人で住んでいる70歳や80歳のおじいちゃんおばあちゃんには、ホームページを見ていない人が結構いると思う。我々の分野でも同じで、70歳80歳の方はメーリングリストが届かないこともある。なので、ホームページで公開したから透明性が確保できたというのは少し違うのかなと思った。だからといってどうすればいいのかというとなかなか難しい問題である。

あと、補助金の定義の話があったのだが、多分補助金は申請が必須だと思う。申請があってはじめて補助金が出てくると思うので、これもまたテーマがずれるかもしれないのだが、こういう補助金がありますという広報について

も、ホームページでというのは、本当は良くないのだろうなと思う。ホームページで公開しているからいいというのは少し違うのではないかと思った。

(会長)

この点について、何か補足等で回答いただけるならお願いしたい。

(事務局)

ご指摘のとおりであり、我々も市民から、特に高齢者はホームページを見ない、そういった環境がない、スマホがないという意見を頂いている。この公開についても、別件で使用料の変更を進める上で、ホームページの公開だけではなく、広報や区長協議会という、市長が委嘱した広報公聴の機関でも説明を行うこととしている。そういうところは同じように進めていきたいと思う。

また、先ほど来出ている補助金とは何ぞやという辺りも肝になってこようと思うので、この機会に委員から頂いた意見を即座に反映したいと思う。ここでお話しいただいた内容は、我々もスピード感をもって担当部局に伝え、次回にはまたお返しができるようなところにしたいと思っている。来年度以降はこの審議の到達点をさらに生かしていきたいと思う。先ほど申し漏れたのだが、この審議会について、職員間でもいろんな期待が逆にあって、補助金をジャッジしてくれるのかという話もあった。そういう意見にも応えてはいかないといけないのだが、では課としてどう思われるのかという部分もある。ある補助金については、来年度辺りに創設したいという話もあり、この補助金審議会の進行を注視しているところもある。そういうところも、来年度以降実務の審議のところでも具体例も出したい。先ほど申し上げた伊予市の特徴というか、政策全般が補助金の分野からではあるが、見えてくるかなとも思う。その辺りを含めたご意見を頂きたいし、我々としては、今まであからさまに出してなかった内容を公表することが説明責任には効果的な部分があるということ、また市民の方に広く知ってもらおうということも狙いであるので、よろしくお願いしたい。

(会長)

今日皆さまの意見を拝聴して、やはり伊予市としての補助金の理念、あり方が改めて問われているのではないかと感じた。委員から補助金とは何ぞやという、この基本情報の定義、補助金の定義等であるが、こういうところについても改めて明確化してはどうかという意見であったと思う。市として政策を推進していく上で、補助金が果たす役割というもの、その中に少し意思として盛り込んでいただくのがよいかと思う。

また別の意見にあった、今後地域を活性化する担い手、あるいはそういう人たちの活動をさらに惹起していくような意図も補助金の中に汲んでいくという

市の意思、こういうものを出してもらう方が良いのではないかと思う。定義が明確になることによって、最初の質問にあった分類ができないところがあるのではないかというところも、自ずと判断できる分類のフローチャートができていくのではないかと思った。このフローチャートを作るに当たって望ましいのは、誰が判断しても同じ分類になるということ、そういう仕組みが作れればいいと思う。フローチャートを作る際にも市としての思いからブレイクダウンしてつくっていくと一定の整合性ができて、後でいろいろと悩まないで済むグループ分けができるのではないかと感じている。

透明性の確保や補助金募集の公開のあり方についてもご意見を頂戴した。これもまさに伊予市が補助金で何をしようとしているのか、その意思というか積極性というか、そういう元になると思うので検討いただければと思う。

さまざまな目安、基準の問題点、それに対する考え方や基本案を提示いただいて、そしてこの場でご意見を頂いて、それに基づき今後の方向性としてのガイドラインを作っていく。そのガイドラインの大事なものは何なのかということをご協議いただければと思う。そのような感想を持った。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。今頂いた意見も踏まえ、もう少し整理した上でガイドラインの肉付けをした形で提示できるように努めたい。

(4) 次回の補助金等審議会日程

別途開催される有識者会議との調整も含め、次回は3月11日（水曜日）の15時30分から市役所庁議室にて開催することを確認した。

(5) その他

(事務局)

次回の日程は、正式にはメール等で改めて通知する。次回に向けて中間答申案を作成し、内容が整い次第、委員の皆さまに送付したいと考えている。繰り返すにはなるが、内容についてお気づきの点や意見があれば、都度メール等で結構なので事務局までお寄せいただければと思う。

(会長)

ほかに意見がないようであれば、以上で本日の議事を終了する。